

## 横浜市立大学高等教育推進センター規程

制 定 令和 4 年 4 月 1 日 規程第 47 号

最近改正 令和 8 年 8 月 1 日 規程第 61 号

### (目的及び設置)

第 1 条 横浜市立大学（以下「本学」という。）において、高等教育に関する全学的な戦略及び方針の策定を行い、実施の推進を図るため、高等教育推進センター（以下「センター」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本学の高等教育に係る将来構想に関すること。
- (2) 教育開発に関すること。
- (3) 高等教育に関する情報の収集並びに発信に関すること。
- (4) グローバル教育の全学的な戦略及び方針の策定に関すること。
- (5) FD 及び SD の全学的な戦略及び方針の策定並びに実施に関すること。
- (6) 教学 IR の全学的な戦略及び方針の策定並びに分析に関すること。
- (7) 高大接続の全学的な戦略及び方針の策定に関すること。
- (8) 大学が受審する機関別認証評価における、教育に関わる自己点検・評価に関すること。
- (9) 第 1 号から第 8 号に掲げる事項を推進するための学部及び研究科並びに教員の活動支援に関すること。
- (10) その他、本学の高等教育の実施及び推進に関すること。

### (組織)

第 3 条 センターに、センター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、学長が任命する。
- 3 副センター長は、センター長が指名する。

### (職務)

第 4 条 センター長は、センターの運営を統括する。

- 2 副センター長は、センター長の業務の補佐及び分担を行う。
- 3 副センター長は、センター長が欠けた際にはその職務を代理する。
- 4 センター長は専門分野別の高等教育推進フェローを置くことができる。

### (構成)

第 5 条 センターに次の部門を置く。

- (1) グローバル教育部門
  - (2) FD・SD 部門
  - (3) 教学 IR 部門
  - (4) 高大接続部門
- 2 前項各号の部門には、センター長が指名する部門長を置く。
  - 3 部門長は、センター長を補佐するとともに部門の業務を掌理する。

4 センター長及び第2項に掲げる部門長は、戦略及び方針の策定のための部会を設置することができる。

(センター会議)

第6条 センターの運営のため、センターに高等教育推進センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議は、第2条第1項の各号に定める事項を審議する。

3 センター長は、センター会議を招集し、その議長となる。

4 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 第5条第2項に定める部門長

(4) 本学における大学専門職のうち、センター長が指名する者

(5) その他、必要に応じてセンター長が指名する者

(部門会議)

第7条 第5条第1項に定める部門の運営のため、各部門に部門会議を置く。

2 部門会議は、部門の所掌事項の戦略及び方針決定について審議する。

3 部門長は、部門会議を招集し、その議長となる。

4 部門会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 部門長

(2) 部門に所属する委員

(3) 本学における大学専門職のうち、部門長が指名する者

(4) その他、必要に応じて部門長が指名する者

(緊急の案件)

第8条 緊急を要する案件は、センター会議の招集を待たず、センター長が専決することができる。

2 センター長が専決した事項は、事後にセンター会議で報告するものとする。

(事務)

第9条 センター運営にかかる事務は、学長室及び第5条第1項に設置する部門の関係所管にて行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年規程第47号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第47号）

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和8年規程第61号）

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。